

組織規程（平成31年規程第18号）の一部を次のとおり改正する。

令和 7 年 7 月 31 日改正
経営委員会

新	旧
組織規程 平成31年規程第18号 平成31年 3 月 7 日制定 令和元年 8 月 27 日改正 令和 2 年 2 月 6 日改正 令和 3 年 1 月 14 日改正 令和 3 年 3 月 26 日改正 令和 5 年 3 月 6 日改正 令和 6 年 12 月 20 日改正 令和 7 年 3 月 11 日改正 令和 7 年 3 月 28 日改正 <u>令和 7 年 7 月 31 日改正</u> 目次 略 第 1 条～第 3 条 略 （審議役） 第 4 条 略 2 略 3 審議役は、前項に規定するもののほか、企画部の所掌事務（第10条第 5 号に掲げる事務に限る。）<u>及び</u>情報管理部の所掌事務（第10条の 3 第 1 号に掲げる事務に限る。）を総括する。	組織規程 平成31年規程第18号 平成31年 3 月 7 日制定 令和元年 8 月 27 日改正 令和 2 年 2 月 6 日改正 令和 3 年 1 月 14 日改正 令和 3 年 3 月 26 日改正 令和 5 年 3 月 6 日改正 令和 6 年 12 月 20 日改正 令和 7 年 3 月 11 日改正 令和 7 年 3 月 28 日改正 目次 略 第 1 条～第 3 条 略 （審議役） 第 4 条 略 2 略 3 審議役は、前項に規定するもののほか、企画部の所掌事務（第10条第 5 号に掲げる事務に限る。）<u>、</u>情報管理部の所掌事務（第10条の 3 第 1 号に掲げる事務に限る。）<u>及び</u>法務室の所掌事務（管理運用法人

新	旧
第5条～第7条 略 (部、室及び事務室の設置) 第8条 管理運用法人に、次の部、室及び事務室を置く。 総務部 経理部 企画部 調査数理部 運用リスク管理部 情報管理部 投資運用部 E S G・スチュワードシップ推進部 オルタナティブ投資部 運用管理部 法務室 <u>コンプライアンス室</u> 監査室 経営委員会事務室 監査委員会事務室 第9条～第13条 略 (法務室の所掌事務) 第13条の2 法務室においては、次に掲げる事務その他の法務に関する事務をつかさどる。	<u>のコンプライアンスに関する事務に限る。)</u>を総括する。 第5条～第7条 略 (部、室及び事務室の設置) 第8条 管理運用法人に、次の部、室及び事務室を置く。 総務部 経理部 企画部 調査数理部 運用リスク管理部 情報管理部 投資運用部 E S G・スチュワードシップ推進部 オルタナティブ投資部 運用管理部 法務室 監査室 経営委員会事務室 監査委員会事務室 第9条～第13条 略 (法務室の所掌事務) 第13条の2 法務室においては、次に掲げる事務その他の法務に関する事務及び管理運用法人のコンプライアンスに関する事務をつかさど

新	旧
(1) 管理運用法人の法務リスクの管理に係る企画、立案及び調整に関すること。 (2) 管理運用法人の契約その他の業務の法令的な確認に関すること。 (3) 管理運用法人に係る訴訟及び紛争への対応に関すること。 <u>(コンプライアンス室の所掌事務)</u> <u>第13条の3 コンプライアンス室においては、次に掲げる事務その他のコンプライアンスに関する事務をつかさどる。</u> <u>(1) 管理運用法人のコンプライアンス・リスクの管理に係る企画、立案及び調整に関すること。</u> <u>(2) 管理運用法人のコンプライアンスの推進に関すること。</u> <u>(3) 自家運用に係るモニタリングに関すること（運用リスク管理部の所掌に属するものを除く。）。</u> <u>(4) 前各号に掲げるもののほか、コンプライアンス・オフィサーの命を受けた業務に関すること。</u> 第14条～第17条 略 附 則 略	る。 (1) 管理運用法人の法務リスクの管理に係る企画、立案及び調整に関すること。 (2) 管理運用法人の契約その他の業務の法令的な確認に関すること。 (3) 管理運用法人に係る訴訟及び紛争への対応に関すること。 第14条～第17条 略 附 則 略

附 則(令和7.7.31改正)

この改正は、令和7年9月1日から施行する。

制裁規程（平成31年規程第24号）の一部を次のとおり改正する。

令和7年7月31日改正
経営委員会

新	旧
制裁規程 平成31年規程第24号 平成31年3月29日制定 令和3年1月14日改正 令和5年3月6日改正 <u>令和7年7月31日改正</u> 目次 略 第1条～第4条 略 （調査及び報告書の作成等） 第5条 略 2 <u>法務室及びコンプライアンス室</u>は、前項の調査について必要な支援を行うものとする。 3 及び4 略 第6条～第9条 略 （委員会の構成） 第10条 略 2 略 3 委員は、審議役、コンプライアンス・オフィサー、総務部長、法務	制裁規程 平成31年規程第24号 平成31年3月29日制定 令和3年1月14日改正 令和5年3月6日改正 目次 略 第1条～第4条 略 （調査及び報告書の作成等） 第5条 略 2 法務室は、前項の調査について必要な支援を行うものとする。 3 及び4 略 第6条～第9条 略 （委員会の構成） 第10条 略 2 略 3 委員は、審議役、コンプライアンス・オフィサー、総務部長、法務

新	旧
室長及び<u>コンプライアンス室長</u>をもって充てる。ただし、第6条の2の規定により理事長が指名した者があるときは、総務部長に代えて当該理事長が指名した者をもって充てることとする。 4 略 第11条～第17条 略 附 則 略	室長及び<u>運用管理部長</u>をもって充てる。ただし、第6条の2の規定により理事長が指名した者があるときは、総務部長に代えて当該理事長が指名した者をもって充てることとする。 4 略 第11条～第17条 略 附 則 略

附 則（令和7.7.31改正）

この改正は、令和7年9月1日から施行する。